

◆11番（下市香乃美君） 皆さんこんにちは。

午後2番目になりました。きょうはですね、傍聴席には手話通訳の方がお見えになっております。また、そのほかにも傍聴席の市民の皆様には市政に関心、興味を持っていただきまして、本当にいつもありがとうございます。今議会の質問戦も私を含めてあと2人となりました。どうぞ最後までよろしく願っています。

それではですね、通告のうち、市有施設のバリアフリーについては割愛いたしますので、よろしく願っています。

まず、1番、行財政改革と財政についてお尋ねします。

昨年11月議会の所信表明で市長は、市債残高は6,000億円を超え、これに債務負担行為の額を加えると、実に7,000億円に上っており、現状を放置するならば、本市にとっても財政破綻は人ごとではないと述べています。このような財政状況になった原因について、どのようにお考えでしょうか。

今議会のこれまでの局長答弁によりますと、借金総額7,000億円に対し、これから毎年150億円の借金をし、平成27年度には借金を1,400億円減らす目標だとのこと。5,600億円の借金があっても、夕張市のようにならない、財政破綻しない理由をわかりやすく御説明ください。

次に、骨格的予算である19年度当初予算で、既に135億円の市債が組まれています。19年度の市債は、150億円にとどめますか。

行革大綱（長期計画編）では、政令市移行に伴う県からの権限移譲や財源移譲について、それらを見据えた計画となっているのでしょうか。

市が出資している外郭団体について、改善されたもの、今後改善が見込まれているものについて御説明ください。市の職員の下下りは、やめるべきと考えますが、いかがでしょうか。

新規採用を3年間凍結し、多様な雇用形態をとることが岡山市の方針です。再任用・嘱託・臨時・任期つき職員などです。さて、同一価値労働、同一賃金の原則についてどのようにお考えでしょうか。

次に、入札制度についてお尋ねします。

都市整備局、経済局、下水道局、水道局、教育委員会の契約方法別落札率について御説明ください。

総務省は、地方自治体が発注する公共工事の談合防止対策を発表しました。多数の業者が参加できる一般競争入札を全自治体で導入、不正行為に関与した業者に対する入札参加停止の処分期間は、現行の最大2年から3年へと延長するとしています。都道府県と政令市の場合、予定価格1,000万円以上の工事では原則一般競争入札を実施するとしています。さて、この一般競争入札の導入についてのお考えをお示しください。

次に、経常的経費の削減についてお尋ねをいたします。

今回、市民生活ガイド、まあいわゆる生活の便利帳と言われているものなんですけれども、この事業を見直して縮小するというのが提案されております。この事業見直しの理由と、今後の市民生活ガイドの内容、活用方法について御説明ください。

次に、交通安全カレンダーです。

これについてはですね、平成15年度の市民意識調査で37.5%の方が興味を持って見ている。25.1%の方がカレンダーとして利用と、かなり活用されていると私は思っております。この事業の目的、廃止する理由、交通安全標語の周知、紙門松の絵は、今後どのようになされるのでしょうか、お尋ねします。

次に、市民全世帯に配布しているのは今申し上げました市民生活ガイド、交通安全カレンダー、そして市政だより、この3つです。このうち2つの事業を今カットしようとしております。その削減額は、2事業合わせて年間921万1,000円、さて市長の退職金は4年間で3,868万8,000円に上ります。28万世帯の市民に配布する資料費を削った金額は、市長の4年分の退職金と同じくらいの金額になります。市長の退職金は余りにも多過ぎませんか。

さて、市長は平成17年11月の私の質問に対して、「私の退職金のことでございますけれども——中略——別にいただかなくてもどっちでも結構でございますから、私がいい仕事をしたらたくさんいただければいいし、してなかったら全然ゼロでもいいので、また議会の方で決めていただければいいと思っております。ああ、そうですか。それじゃあ、仕方がない、いただきますから」と答弁しました。先日のお太田正孝議員の、退職金についての市長の思いをとの質問に、市長は、私はそんなものは欲しくありません。私はもらわなくても、半分でも、1割でも結構でございます。前例が残るので、第三者機関で決めてということでございます。私は、そういう気持ちでおりますので、できるだけ早く結論を出したいと答弁しております。なぜそのようにお気持ちが変わったのか御説明ください。さて、痛みを伴う改革は市民にだけ向けられているのでしょうか。

次に、2番、安全・安心なまちづくりについてお尋ねいたします。

まず、消防車、救急車、総合病院の適正配置についてです。

消防車、救急車、総合病院は、市民の命と安全を守るためになくしてはならないものです。合併で大きくなった岡山市は、その適正配置についても慎重に考えるべきだと思います。消防署所の適正配置については、行政区との合致、政令市の区割りや区役所との整合性等を考えてとの消防局長答弁がありました。

さて、それ以外にも山や川という地理的な要素、踏切や線路などの道路を遮断するものの存在も適正配置の際に考慮するべきではないでしょうか、お尋ねします。

病院についてです。病床数は多いと言われておりますけれども、旭川以東は西に比べて総合病院も、救急指定病院も少ない状況にあります。適正配置という観点から見て、岡山市内の総合病院の配置についての御所見をお伺いしたいと思います。

次に、金川病院は11月議会の新市建設計画推進局長答弁どおり進めていくのでしょうか、お尋ねします。

次に、福祉総合システムと市民相談についてお尋ねします。

これほど多くの事業を包括したシステムは、全国でも珍しいという福祉総合システムです。サービス手続の迅速化だけではなく、もっといいと思います。福祉事務所や支所の窓口サービスは、どのような改善が見られるのでしょうか。福祉総合システムの稼働状況について御説明ください。

次に、平成12年9月の公民館検討委員会の答申には、公民館を新たな行政課題推進の拠点として位置づけ、地域情報化の拠点、地域における行政サービスの拠点にしていこうと提案されています。福

社事務所や支所は、地域的には随分偏りがあります。高齢化の進展を見据え、公民館検討委員会の答申に沿って、中学校区に1つある公民館に、市民何でも相談コーナーをつくりませんか。御所見をお伺いします。

次に、地域の環境を守るについての項です。

御津虎倉でオオタカの営巣づくりが確認されたようです。策定中の岡山市都市ビジョンの自然との共生プロジェクトには、「生命の源であり、都市と人間の営みの基礎となる自然は、市民共有のかけがえのない資産です。現代に生きる私たちには、この貴重な自然を責任を持って次の世代に引き継ぐ使命があります」と記されています。全くそのとおりだと思います。

さて、御津地域のオオタカという自然は、どのようにして次の世代に引き継いでいこうか。

9月議会でも市長は、多様な野生生物は今後のまちづくりにおいても大きな財産である。それぞれの特性に応じた自然保護対策に取り組む。必要な場合には適切に対応するための枠組みの強化を図っていきたくて答弁しています。絶滅危惧種のオオタカの存在は、枠組みの強化が必要な場合に当てはまりますか。枠組みの強化について御説明ください。

次に、きょう午前中に藤沢議員からも質問がありましたけれども、現在産廃条例上の審査会が重ねて開かれています。審査会の中で問題になっている点を御説明ください。

産廃条例にある地元説明会は、どういう目的で、だれを対象に開催するのでしょうか。

次に、避難所の耐震化についてお尋ねいたします。

平成19年度当初予算に、大規模災害時の避難施設でもある小・中学校体育館の耐震改修費が約1億9,000万円計上されています。小学校の体育館耐震改修工事が5校で約8,400万円、中学校が3校で約7,100万円です。5年間の計画を作成したとのことですが、その基準について御説明ください。

また、改築計画は別に作成するのでしょうか、お尋ねします。

次に、いじめと不登校についてお尋ねいたします。

いじめが原因で不登校になる子どもはたくさんいます。自分が直接いじめを受けた場合はもちろん、その場面に遭遇したことによって不登校になるという児童・生徒も多くいます。不登校の児童・生徒に対する学校の初期対応について御説明ください。同じく、教育相談室の対応についても御説明ください。

また、不登校児童・生徒の給食費の徴収はどのようにしているのでしょうか。

次に、3番、男女共同参画社会の実現に向けてお尋ねいたします。

国は、内閣府に男女共同参画室があります。男女共同参画は全庁的に取り組む必要があると思います。男女共同参画にもっと前向きに取り組むために、市長直属の男女共同参画室とするお考えはありませんか。

次に、人事異動方針に女性職員の登用等の項があります。平成14年のさんかく条例制定以来、岡山市の女性登用はどのように進められてきましたか。女性職員の活躍の場の拡大に向けての努力や係長・主任級への積極的な登用への配慮とは、具体的にどうしているのでしょうか。ポジティブ・アクションの導入についてどのようにお考えでしょうか。

さて、岡山県では早くから女性副知事を登用しております。女性副市長の登用についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、政策、方針の立案及び決定過程への参画についてです。

先日の田原議員の質問によりますと、附属機関ではないとする会議、懇談会、委員会などが多数あることが明らかになりました。さんかく条例第19条の審議会等における積極的改善措置は、これらの会議等にも適用されるのでしょうか。

以下、それぞれの男女の人数を御説明ください。

自治組織に関する検討委員会、岡山市行財政改革大綱検討委員会、岡山みらい会議、岡山市立市民病院あり方検討委員会、西川・枝川緑道公園再整備市民懇談会、岡山市外国人市民会議、旧NHK岡山放送会館跡地暫定活用事業審査委員会、以上です。

さて、次に女性のPTA会長及び女性の町内会長、女性の区長の割合について、平成14年から現在までの変化を御説明ください。

以前、女性議会が一度だけこの議場で行われました。この女性議会については、どのように総括されたのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、少子化と子育て支援です。

少子化対策は、子育て環境の充実が重要であり、そのためには働く環境の中に子育てを支援する体制が必要です。職員の意識改革として、研修項目に子育て支援はどのように位置づけられ、どのように行われていますか。子どものための休暇がとりやすい職場環境は整っているのでしょうか。

夫の育児への協力度について、昨年6月議会で天野助役は、庁内の関係部局で組織する検討チームの中で検討してまいりたいと答弁しています。その後の検討状況について御説明ください。

育休取得者へのペナルティー、すなわち昇級抑制措置がここで取り扱われます。今議会に提案した理由について御説明ください。これまでの取得者で、今回の改正要件に合う人は何人いるのでしょうか。これまでの育休取得者についての配慮は、どのようにお考えでしょうか。

女性の雇用対策、職場のセクシュアルハラスメントなど、雇用機会均等法にかかわる事項は、どの部署で担当していくのでしょうか。

18年度は、全国的に出生数がふえ、国の合計特殊出生率も1.3台に回復するとの報道がありました。岡山市の出生数は平成15年、16年、17年と減り、17年には6,384人でしたが、18年は6,624人と回復しています。岡山市の今後の出生数と合計特殊出生率について、どのようにお考えでしょうか。

出生数は、それほど変化していませんが、保育園の入所児童数は10年前の約1.5倍にふえています。19年の申請は1万3,096人で、定員が1万2,983人と答弁がありました。保育園の定員の見直しについて御説明ください。

保育園の民営化が議論が上がっています。保育園は、子育て支援のななめです。保育園の保育士の質は、子どもを預ける保護者には一番の関心事です。公立保育園の保育士の約半分が臨時職員だという事実には驚きました。資格があれば、正規職員でも臨時職員でも変わらないとお考えでしょうか。正規職員を配置する理由を御説明ください。

公立保育園と私立保育園の保育士の平均年齢の格差是正が必要ではありませんか。

児童クラブについてお尋ねします。

厚生労働省は、71人以上の大規模クラブは3年の経過措置後に補助を廃止、分割を推進する方針を打ち出しています。対象クラブの数、今後どのように対応していくのか御説明ください。

福祉をやるために行財政改革をやっているという市長答弁がありました。市長答弁を実現するために、児童クラブにおいて、障害児の受け入れを優先させていくお考えはありませんか。さくら児童クラブの応募人数と入所人数、その理由について御説明ください。

放課後子どもプランとの関係もあり、児童クラブは全面的に見直しの時期に来ているのではないのでしょうか、御所見をお伺いします。

最後に、まちづくり条例についてです。

今岡山市には、くらしやすい福祉のまちづくり条例、協働のまちづくり条例、安全・安心まちづくり条例、美しいまちづくり、快適なまちづくり条例——これは今回提案されているものですが、たくさんの方のまちづくり条例が制定されています。これらの中で、くらしやすい福祉のまちづくり条例は、上位条例と考えればよいのでしょうか。先日の上永議員の質問に総務局長は、既存の条例は体系や個々の位置づけが不明瞭なので、政令市を目指してすべての条例を見直すとの答弁がありました。見直すときに、政令市に向けて自治体の最高規範、いわゆる憲法としての自治基本条例についても検討されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

P. 410

◎総務局長（池上進君） まず、行財政改革と財政について、借金7,000億円の項でございますが、同一価値労働、同一賃金の原則についての考えをというお尋ねでございます。

職員の給与につきましては、その職務と職責に必ずしも対応するものでなければならぬと考えております。そのような基本認識のもと、行政運営の執行体制の上で、総合的判断のもとに職員全体を、正規、嘱託、臨時の3つに大きく区分いたしまして、それぞれの制度的な枠組みの中で、勤務の種類、形態、業務内容等によって整理、分類して、それぞれの給与の金額を決定しているところでございます。

次に、市長の退職金についての御質問でございます。

平成17年11月議会と今議会とでは、市長の気持ちやなぜ変わったのかというお尋ねでございますが、市長の退職金についての思いでございますけれども、退職金は社会経済情勢が反映され、しかも市民の理解と納得が得られるものでなければなりません。今後適宜、適切に対応したいということでございまして、この思いは以前も今も変わってございません。さらに、第三者機関での議論も検討し、できるだけ早い時期に結論を出したいということも答弁をされております。

次に、男女共同参画社会の実現に向けての中、女性の登用についてのお尋ねでございます。

平成14年のさんかく条例制定以来、岡山市の女性登用の結果、また女性職員の活躍の場の拡大に向けての努力や係長・主任級への積極的な登用への配慮、ポジティブ・アクションの導入、女性副市長の登用についてでございます。順次お答え申し上げます。

まず、平成14年のさんかく条例制定以来、女性登用はどのように進められてきたかということでございますが、課長相当職以上の管理職のうち、女性の占める割合は平成14年に5%であったものが、平成18年には7.3%へと上昇しております。

また、女性職員の活躍の場の拡大に向けてでございますが、企画、経営、政策立案部門や契約、折衝、徴収、ケースワークなどを含む渉外事務部門などへも積極的に人事配置を行うことといたしておりまして、係長・主任級への登用に当たりましては男性、女性の区別なく、能力と実績を評価し、登用していくことといたしております。

そして、これらのポジティブ・アクションの取り組みを通じまして、性別による固定的な役割分担の解消とともに、政策、方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる、そのような職場環境の実現が図られるものと考えております。

また、女性副市長の登用につきましては今後の検討課題というふうに考えております。

続きまして、少子化と子育て支援についての御質問をいただいております。

まず、子育て支援の研修項目への対応、続きまして子どものための休暇のとりやすい職場環境、育児休業制度の一部改正、また雇用機会均等法にかかわる事項の担当課ということでございます。順次お答え申し上げます。

まず、研修についてでございますが、少子・高齢化が進展する中にありまして、女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが重要であると考えております。そのための施策の一つとして、固定的な男女の役割分担意識の解消などを目的に研修を実施することは、非常に有益であると考えております。

そこで、平成18年度の新規採用職員研修におきましては、子育て支援等にも触れた「人口減少社会に向けて」と題した研修を実施したところでございます。

次に、子どものための休暇をとりやすい職場環境づくりといたしまして、育児時間の対象者を1歳6カ月から3歳までに拡大し、また看護休暇の子どもの対象者を、小学生までだったのを中学生までに拡大するなどしたところでございます。

さらに、子どもの出生という、親子にとって最も大事な時期に、出産後の妻をサポートするため、子どもの出生時における父親の休暇取得を促進することを目的にしまして、育児休業を取得した期間が8週間以内の場合には、昇級抑制をしないという取り扱いを行うことが可能になるよう、今議会に岡山市職員の育児休業に関する条例の改正案を上程していただいているところでございます。

また、改正案に該当することとなります育児休業取得者は、過去に4人が8週間以内でございました。

なお、今回の措置は平成19年4月1日以降の取得者を対象としております。

最後に、担当課についての御質問でございますが、女性の雇用対策を含め雇用機会均等法に関する施策につきましては男女共同参画課で、またセクシュアルハラスメントを含め、職員については人事課が担当しております。また、少子化と子育て推進関連事業につきましては、現在教育委員会と連携をとりつつ、家庭児童課、勤労福祉課、保育課等で対応しております。

なお、親及び家庭の子育て機能を引き出すための政策、施策の企画立案や一体的な施策の展開が必要であることから、4月よりこども企画課、こども福祉課の新設及び保育課の再編を予定いたしております。

最後でございますが、まちづくり条例につきまして御質問をいただいております。

くらしやすい福祉のまちづくり条例は、数あるまちづくり条例の上位条例と考えればいいのか、また既存の条例は体系や個々の位置づけが不明瞭なので、政令市を目指してすべて見直すという答弁が

あったが、いわゆる自治体の最高規範である自治基本条例についても検討するのかというお尋ねでございます。

まちづくり条例に関する質問でございますが、まず岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例は、多くの方々に住みたい、住み続けたいと思っただけの福祉の整ったまちづくりの実現を目的としたもの。岡山市協働のまちづくり条例は、非営利公益活動を促進することにより、豊かで活力のある地域社会の実現を目的としたもの。次に、岡山市安全・安心まちづくり条例は、市民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目的としたもの。岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例はまちの美観を保持し、公共の場所における快適な生活環境を保全することを目的としたものでございます。このように、これらの条例はそれぞれ異なった目的を実現するためのまちづくりの基本等を定めたものでございまして、上下関係はございません。

また、条例の体系につきましては、現在策定中の都市ビジョンとの関連もございまして、今後条例全体の見直しを順次行っていく中で、整理、検討してまいりたいと考えております。

なお、自治基本条例につきましては、現在川崎市や静岡市等の条例を研究中でございまして、引き続き検討課題であると認識をしております。

以上でございます。

P. 412

◎秘書広報室長（田淵薫君） 行財政改革と財政についての項で、市民生活ガイドの見直しの理由と今後の活用方法についてのお尋ねでございます。

経常的経費の見直しにおきまして、市民生活ガイド——「くらしのダイヤル」でございまして、これを見直し、来年度から発行部数を大幅に減らし、単なる電話帳としての機能だけでなく、各種手続や制度をわかりやすく記載したものに、主に転入者などに向けた冊子として発行しようと考えております。これは平成17年度市民意識調査で、約70%の方が「必要としていない」「あまり利用していない」という結果が出ていることから、これを全戸配布する必要性は低いと考えたものでございます。

以上でございます。

P. 412

◎財政局長（川島正治君） 行財政改革と財政についての中で、借金が7,000億円という財政状況になった原因、借金を1,400億円減らしても5,600億円残るが、それでも財政破綻しない理由、19年度の当初予算の市債135億円だが、年間で150億円にとどめるのかのお尋ねに、一括して答弁させていただきます。

厳しい財政状況の要因といたしましては、過去に国が実施いたしました経済対策と、これに呼応して積極的に行った単独建設事業の財源として多額の市債を発行したことなどによる公債費の増加、少子・高齢化の進展や景気低迷等に伴う扶助費の増加、近年の地方交付税や臨時財政対策債の減少などが影響しているものと考えております。

こうした厳しい財政状況から、新岡山市行財政改革大綱（長期計画編）素案において、平成27年度には市債・債務の残高を1,400億円程度圧縮するという目標をお示ししているところでございます。これによりまして、実質公債費比率は約15%程度と、市債発行に県の許可の必要がない18%を下回り、一定の財政健全化が図られるものと考えております。

また、平成19年度当初予算の市債は135億円、そのうち元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除いた通常分は、84億円となっております。長期計画編素案での実質公債費比率の目標を達成するためには、通常分の発行額を年150億円程度に抑制する必要があると考えており、これを達成すべく努力してまいりたいと考えております。

続きまして、入札制度についてのお尋ねでございます。

都市整備局、経済局、下水道局、水道局、教育委員会の契約方法別落札率についてお答えいたします。

まず、平成18年度の2月末現在での工事の契約方法別落札率でございますが、都市整備局公募90.10%、特殊公募76.25%、定型公募77.58%、通常指名88.60%、随意契約98.56%でございます。経済局は、通常指名だけでございますが87.42%。下水道局は公募87.72%、定型公募82.02%、通常指名が84.97%、随意契約が98.34%でございます。次に、水道局でございますが、公募が86.68%、通常指名が93.46%、随意契約が97.96%。最後に教育委員会でございますが、通常指名のみでございまして86.87%でございます。

次に、一般競争入札の導入についてのお尋ねでございます。

本市におきましては、一般競争入札に準じまして、条件を満たす希望者を募り、応募者のうち資格があると認められた者を指名する、いわゆる公募型指名競争入札を、許容価格5,000万円以上の工事請負契約を対象に導入しておりますが、現在この公募型指名競争入札の対象となる契約を拡大する方向で検討しております。

さらに、今後国の方針や岡山県などの他の自治体の動向も踏まえまして、市内産業の育成に配慮しつつ、一般競争入札の拡大や電子入札の導入を含め、入札制度改革を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 412

◎市民局長（長島純男君） まず、経常的経費の削減につきまして、交通安全カレンダーについて、この事業の目的、廃止する理由、交通安全標語の周知、紙門松などの今後はどうなるのか、一括御答弁申し上げたいと思っております。

この事業の目的や廃止の理由につきましては、新風会の若井議員の個人質問にお答えしたとおりでございます。今後とも交通安全意識の高揚は引き続き大きな課題であることから、例えば標語の周知につきましては年間を通じての交通安全啓発活動の中で行ってまいりたいと考えております。

なお、紙門松につきましては交通安全カレンダーの廃止により、カレンダーでの紙門松はなくなることになるわけでございます。

続きまして、男女共同参画社会の実現に向けて、一連の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

もっと前向きな取り組みをするために、市長直属の男女共同参画室とする考えはあるのかどうかというお尋ねでございます。

男女共同参画の推進につきましては、新さんかくプランの策定を契機といたしまして、従来以上に積極的な取り組みを推進したいと考えておりますが、各種の施策を実施していく中で、組織のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、附属機関でないとする会議などについては、さんかく条例第19条は適用されるのかどうか、それぞれの男女の人数はどうかというお尋ねでございます。

さんかく条例第19条は、附属機関として設置されるものを対象としておりますので、附属機関でない会議や懇談会等には適用されません。御質問のありました7つの組織についての男女の人数について申し上げます。まず、自治組織に関する検討委員会は委員5人全員男性でございます。岡山市行財政改革大綱検討委員会は、委員13人のうち男性9人、女性4人でございます。岡山みらい会議は、委員9人のうち男性5人、女性4人でございます。岡山市立市民病院あり方検討委員会は、委員14人のうち男性9人、女性5人でございます。西川・枝川緑道公園再整備市民懇談会は、委員8人のうち男性4人、女性4人でございます。岡山市外国人市民会議は、委員8人のうち男性5人、女性3人でございます。旧NHK岡山放送会館跡地暫定活用事業審査委員会は、委員5人のうち男性3人、女性2人でございます。

続きまして、女性のPTA会長及び女性の町内会長、女性の区長の割合について、平成14年から現在までの変化はどうかというお尋ねでございます。

女性のPTA会長の割合は平成14年度は4.8%で、15年度5.2%、16年度7.0%、17年度6.6%、18年度は10.7%となっております。

また、女性の町内会長は平成14年度は3.3%で、15年度3.7%、16年度3.6%、17年度3.7%、18年度3.7%となっております。

さらに、女性の区長の割合は平成14年度から17年度まで0.8%で、平成18年度は0%となっております。

いずれの割合も上げていく必要があると考えておりますので、今後とも男女共同参画の実現に向けて広範な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

男女共同参画の最後でございますが、以前、女性議会が行われたが、どう総括されたのかというお尋ねでございます。

「岡山市女性議会」は、公募による女性市民が、住民自治の基本である市議会の場を模擬議会として体験することにより、女性の市政への関心をより高めるとともに、一層市政への参加を推進するために、平成10年に一度開催をいたしております。参加した人たちは、開催に向けて研修したことなどを生かして、さんかく条例の制定を初め、男女共同参画の取り組みに積極的に参画する大きな原動力になったものと考えております。現在も男女共同参画専門委員会の委員や、さんかくウイークの実行委員として協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

P. 413

◎保健福祉局副局長（奥田さち子君） 安全・安心なまちづくりの中で、消防車、救急車、総合病院の適正配置についての中で、適正配置という観点から見て、岡山市内の総合病院の配置についての所見をとのお尋ねでございます。

総合病院の適正配置につきましては、県の保健医療計画であることから、市が関与することは極めて困難であると考えております。

次に、福祉総合システムと市民相談についてでございますが、福祉総合システムの稼働状況について説明を、また福祉事務所や支所の窓口サービスはどのような改善が見られるかというお尋ねに一括してお答えします。

福祉総合システムの稼働状況でございますが、2月初めに生活保護の業務が稼働を開始したのを皮切りに、児童手当、高齢者福祉、障害福祉、ひとり親、児童福祉、母子・寡婦福祉資金貸付、福祉窓口支援の各業務が順次稼働を開始しております。システム導入による効果につきましては、業務の効率化が図られ、本来の福祉事務所の役割であるさまざまな相談に、時間をかけてじっくり対応することが可能となり、市民サービスの改善につながるものと考えております。

次に、男女共同参画社会の実現に向けての項で、少子化と子育て支援についての中で、少子化対策は子育て環境の充実が重要であり、そのためには働く環境の中に子育てを支援する体制が必要である、6月議会答弁の検討チームのその後の活動状況はとのお尋ねに一括してお答えします。

庁内の関係部局で組織する検討チームの中で、少子化対策に必要なと思われる取り組みについて、多くの角度から幅広く検討してまいりました。その中で、子育ての負担感を和らげるための支援や、子育てのすばらしさについての意識醸成が必要ではないかなどの意見が出されましたので、新年度以降、可能なものから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、少子化と子育て支援についての中で、岡山市の今後の出生数と合計特殊出生率についてどのように考えているのかというお尋ねでございます。

今後の出生数、合計特殊出生率につきましては、18年は出生数が幾分ふえておりますが、合計特殊出生率の方は下げどまったとは言えないのではないかと考えております。

次に、保育園の関係でございます。保育園の定員の見直しについてのお尋ねでございます。

平成19年度当初で、市全体の保育園の定員合計は、前年度に比べ90人ふえます。また、申込者はふえている地域がある一方で、減っている地域もあります。今後とも地域の人口動態や未就学児童の増減等に留意し、将来の需要予測を行って、必要な定員の確保に努めたいと考えております。

次に、保育園の関係で、保育士の資格があれば正規職員でも臨時職員でも変わらないと考えているのか、正規職員を配置する理由はとのお尋ねでございます。

保育の基本は、乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることです。正規保育士も臨時・パートの保育士も、資格を有し、本市の職員という点では変わりありませんが、保育の需要が増大する中、保育士のかかわりはますます重要となっております。保護者との十分な連携を図るためにも、必要な正規保育士は確保すべきものと考えております。

次に、公立保育園と私立保育園の保育士の平均年齢の格差は正が必要ではないかというお尋ねござ

います。

公立保育園では経験を積んだ保育士が多く、私立は若くて活発な保育士が多いと考えられます。私立での経験ある保育士の確保につきましては、財政面では国庫負担金の民間施設給与等改善費加算や本市の特別委託料等の制度がございます。今後とも、公・私立ともに必要な保育士の配置に努めるとともに、研修や巡回指導等の拡充を図り、良質な保育の実施を続けてまいりたいと考えております。最後に、児童クラブについてでございますが、国が大規模クラブを分割する方針を打ち出しているが、71人以上のクラブの数、今後の対応方針は、また行革の効果として児童クラブへの障害児の受け入れを優先する考えはないか、またさらに児童クラブの応募人数、入所人数、その理由は、また放課後子どもプランとの関係で、児童クラブは全面的に見直しの時期ではないかとお尋ねに、一括してお答えいたします。

現在、市内に71人以上のクラブは24ありますが、今後国の動向を見守りつつ対応したいと考えております。

障害児の受け入れにつきましては、来年度から障害児加算の要件を緩和し、受け入れの促進を図ってまいりたいと考えております。

また、さらに児童クラブの入所人数等は、先日の共産党の稲葉議員の再質問にお答えしたとおりでございます。

放課後子どもプランは、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の2つの事業を連携もしくは一体化して、放課後児童の居場所づくりの拡充に努めるものであります。長年、地域との連携で培ってきた児童クラブの事業自体は、今後とも存続すべきと考えており、学区の特性やクラブの自主性を生かしながら充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 415

◎環境局長（繁定昭男君） 地域の環境を守るの中で、絶滅危惧種のオオタカの存在は枠組みの強化が必要な場合に当てはまるか、枠組みの強化についてのお尋ねでございます。

この地域は、岡山市環境保全条例に基づく共生地区に指定されていますが、オオタカの営巣地に加え、多くの希少な猛禽類等が確認されており、この極めて健全な生態系を維持していくためには、今後一層の保全対策の強化が望まれます。

また、この地域のように人間活動とかかわりが深い地域においては、自然的な地域特性を踏まえる一方で、社会的合意により、その保全水準を見出ししていく必要があります。現在、地元から県立自然公園への編入に関する要望があり、本市としてもこの実現は、この地域の自然環境を保全していく面からは最も適切なことと認識をしています。このため、今後必要な情報収集や環境調査等を実施し、景観や地域文化、社会的背景等のさまざまな要件が満たされていると考えられる場合には、県に要望してまいりたいと考えております。

次に、産廃条例の審査会の中で問題になっている点についてのお尋ねでございます。

審査会の中で問題になっている点につきましては、藤沢議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

次に、産廃条例にある地元説明会は、どういう目的で、だれを対象に開催するのかとお尋ねでございます。

産廃条例に基づく地元説明会は、住民の方々の不安解消を目的とし、環境保全上利害関係を有すると認められる関係住民の方を対象として、事業計画者が開催することとなっています。この関係住民とは、①事業用地の境界線から500メートル以内の居住者、②町内会の区域が一部でも500メートル以内に含まれていれば、その町内会の居住者、③500メートル以上離れているが、地形的な影響等で、環境保全上影響を受けると認められた居住者と規定しています。

以上でございます。

P. 415

◎新市建設計画推進局審議監（安河内幸雄君） 安全・安心なまちづくりの項で、消防車、救急車、総合病院の適正配置についての御質問の中で、金川病院は11月議会の局長答弁どおり進めていきますかとお尋ねにお答えさせていただきます。

さきの公明党を代表しての山田議員の御質問に御答弁したとおり、できるだけ早く基本計画を策定し、お示ししたいと考えております。

以上でございます。

P. 415

◎教育長（山根文男君） 安全・安心なまちづくりの中で、福祉総合システムと市民相談ということで、まず公民館検討委員会の答申に沿って、公民館に何でも相談コーナーをつくりませんかというお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、公民館検討委員会の提言を踏まえまして、職員の資質向上を図りながら、日常業務の中で学習相談、これについては地域からの簡単な相談を中心に対応しております。議員御提案の何でも相談コーナーということになりますと、さまざまな相談ニーズにこたえるだけの、より専門的な相談能力を持った職員の必要性、あるいはプライバシー保護の必要性等もございまして、現状のままの公民館での実施ということになりますと、非常に困難であるというふうに思っております。今後、関係部局ともよく協議をしながら、公民館としてどのような取り組みができるかということについて検討していきたいと考えております。

次に、避難所の耐震化ということで、小・中学校体育館の耐震改修費が予算計上され、5年間の計画を作成したとのことだが、その基準について説明をと、また改築計画は別に作成するのかと、こういうお尋ねでございます。

大規模災害時の避難施設ともなる小・中学校の体育館につきましては、平成19年度から5カ年を目途に耐震化を実現したいと考えております。その改修の年次計画につきましては、まず耐震診断の結果、耐震性能の低いもの、また建設年度が古く老朽度の高いもの、そして大規模地震の想定震度が高い地域のもの及び避難所としての地域バランスに配慮して作成することにいたしております。

また、早急に体育館の耐震化を実現するために、耐震化は耐震補強によることを原則といたしておりますが、学級数に応じた体育館の規模等を勘案しながら、改築による耐震化も並行して検討することにいたしております。

次に、いじめと不登校ということの中で、不登校児童・生徒に対する学校の初期対応の説明、それから岡山市の教育相談室の対応は、それから給食費の徴収はどうなっているのかというお尋ねでございます。一括お答えをさせていただきます。

不登校の初期対応といたしましては、大切なことは何といたしても子どもの心にしっかりと寄り添いながら、きめ細かなケアを進めることであります。そのような対応を学校でいたしております。その中で、いじめを含めた要因の把握に努めているところであります。学校では担任だけでなく、全教職員が連携すること、そしてまた保護者と緊密な協力体制をつくり上げ、適切な支援をすることが大切であるというふうに思っております。

また、岡山市教育相談室におきましては電話や面接による相談を受けたり、家庭に訪問相談員を派遣したりして対応いたしております。今後とも不登校児童・生徒が安心できる居場所づくりに向けまして、家庭、学校、そしてまた適応指導教室等との連携を一層図ってまいりたいと考えております。

なお、給食費につきましては、保護者の希望がございましたら、給食を停止し、徴収はいたしておりますませんが、いつでも登校できるようにということで、継続をしているケースもございます。この場合はもちろん保護者との話の中でございます。

以上でございます。

P. 416

◎消防局長（中塚弘章君） 消防車、救急車、総合病院の適正配置についての中で、消防署所の適正配置を考える際、山や川などの地理的な要素、線路や踏切などの道路を遮断するものの存在も考慮するべきではないかとお尋ねにお答えします。

消防署所の適正配置につきましては、消防・救急ニーズに的確に対応する体制整備が重要であると考えております。したがって、議員御指摘のとおり、人口分布を初め道路交通体系、山や河川などの自然条件、その他を勘案して消防車両が効率的に運用できるよう努めてまいります。

以上でございます。

P. 416

◎総務局行政改革担当局長（佐古親一君） 行財政改革と財政についてのうち、借金7,000億円について、行革大綱（長期計画編）では、政令市移行に伴う県からの権限移譲や財源移譲を見据えた計画となっていますかとお尋ねでございます。

新岡山市行財政改革大綱（長期計画編）につきましては、政令市移行に伴う県からの権限移譲や財源移譲の内容を反映したのではなく、それらの内容が確定した後、改めて見直しを予定しているものでございます。

次に、外郭団体について、改善されたもの、今後改善が見込まれているものについて説明を、また市の職員の天下りはやめるべきだと考えるがどうかとお尋ねでございます。

平成14年度から導入しました外郭団体運営改善交付金により、各団体における事業収支については大幅な改善がなされたところであります。

なお、本交付金は一定の役割を終えたものとして、19年度は廃止を予定していますが、現在岡山市の外郭団体に関する総合的見直し指針を策定中であり、策定後この方針に沿って全面的見直しを行う予定であります。

また、この指針の中では外郭団体による本市OB職員の再雇用につきましては、本来豊富な行政経験を有する人材の活用が趣旨であり、外郭団体の自主性、自立性向上や、プロパー職員の士気高揚を損なわないよう、適正化を図る方向で検討したいと考えております。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 417

◆11番（下市香乃美君） それでは、再質問をさせていただきます。

項目の前の方から行かせていただこうと思うんですけども、まず同一価値労働、同一賃金についてです。これはまあいろいろ議論をしなくちゃいけないと思うんですけども、1つだけ、2003年のILO勧告、労働者の性別あるいは雇用契約上の身分に基づいて賃金というのは決められるのではなく、遂行する職務に基づいて、客観的な職務評価によって比較されるべきであるということとはよく御存じですよ。このことを踏まえて、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それと、まあ何でこれを言うかという、市長にもよく聞いてほしいんですけども、妻が正社員なら非正社員の2倍の子どもがいるという記事がございました。やっぱり産む環境というか、育てる環境、しっかりした職場の環境、雇用環境があれば少子化対策にもとてもいいということがございますので、ちょっともう一度その部分のお尋ねをしておきたいと思っております。

それと入札制度についてですが、細かく落札率を教えていただきましてありがとうございました。今回、市長から、今各課から出てきた細かいことを行革でやっているから、大きいことはこれからですという御答弁がありました。で、一つ、例えばこの入札率が1%下がるだけで、随分な削減効果に思うんですけども、それでお尋ねをしたんです。例えば全体で、これ財務局長、数字をお持ちだと思わうんですけども、全体でがばっと、例えば落札率が1%落ちたら幾ら減るのか、18年度2月末の数字があるようなんです。ちょっと数字をお出しいただけたらというふうに思います。

それと今回、まあ議員の皆さんはいろんな市民の皆さんを代表していますから、いろいろ御意見があると思います。私もちょっとこの市民生活ガイドと交通安全カレンダーについてですね、ちょっとお話をしたいと思います。

これが98年にできた市民生活ガイドです。そして、これが平成13年、そしてこれが去年配られている物、まあこう見たらわからないんでしょうけれども、厚みはとても違うんですね。これだけ、98年以来岡山市の市民生活ガイドは変遷を遂げていたということをここで思ったわけですけども、98年のなんかを見ますとね、とても岡山市の暮らし、生活に便利なものができていたんです。それで、今

回の見直しによりまして、まあ1万部という、19年度の予算では出されてるわけです。ただ、ことしはですね、まあことしといいますか、少し前に御津・灘崎町との合併をいたしました。ことし瀬戸・建部町とも合併しております。こういうね、岡山市になったから、岡山市の仕組みはどうなっているのかっていうのを、やっぱり欲しいって思う方はいらっしゃると思うんです。それで、欲しいって思う人への配布をお考えでしょうか。配布場所としては身近なところ、支所、出張所だけでなく、公民館とかでもももらえたというふうには私は思うんですけれども、これをお伺いします。

それともう1つ、こちらでございまして。これが交通安全カレンダー、まあ要らないという声もたくさん聞いておりますが、私はこのことなんかはよくね、おうちの前に飾られてるし、我が家ではもう1年間かけてますから、この子どもたちの標語ですね、よく見てるんですよ。とって、これアイデアいっぱいだなあっていうふうには私は思っているんです。

そこでお尋ねです。

これ廃止ということになってるわけですが、広告料などを取るといことはお考えにならなかったのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それと、この部分はもう廃止ですかね。紙門松と言うらしいですが、廃止ですか。もう一度ちょっとお答えください。

それと、市長の退職金です。なぜか総務局長がお答えになるという、これ市長のお気持ちなわけです。それと、太田正孝議員に答弁されたのは、それを私が質問すると、総務局長が答える、それでいいのかなあというふうには私は思います。それでですね、もう一度聞きます。できるだけ早く結論を出したいと市長は答弁されました。高谷市長の任期中に結論をお出しになりますか、お尋ねをいたします。

次は、金川病院の問題ですけれども、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今、新市建設計画推進局審議監は山田議員にお答えしたとおりで、一日も早い基本計画を策定したいということなので、それでよろしいですね。片や、市民病院の方はもうちょっとじっくりということになってるわけですが、今の御答弁でよろしいのか、確認をさせていただきます。

それから、福祉総合システムと市民相談です。1つお尋ねをしたいのは、今の市民相談、まあみんなの相談室とかあるんですけど、今の市民相談で十分かどうか、改善する余地があるとお考えなのかどうか、ちょっとこれは、市民局長にお聞きしておきたいんです。それで余ればなんでも、東公民館では、岡山市東地域包括支援センターの中の高齢者相談センターが高齢者相談日というのを設けて、公民館を利用して市民の皆さんの相談に応じるということをしてるんですね。で、なぜかという、やっぱり公民館って行きやすいし、包括支援センターの中にただけじゃ、なかなか皆さんの相談に十分にはこたえられないという、そういう物理的なことがあるからだと思うんです。それで、今教育長の方からは公民館検討委員会の答申、それから、まあ教育委員会ですか、そこが市民相談を全部するというふうな話にはならないと思うわけですが、今申し上げたようなことが現実公民館を使ってやられているわけです。これから本当に高齢者はどんどんふえてきますからね、身近な歩いていけるところで相談を受ける、そういう姿勢をお持ちになろうとするかどうか、今のままでいいのか、そのことについてお答えください。

それから、地域の環境問題です。御津虎倉のオオタカと産廃処分場なんですけれども、重ねて審査会が開かれているということは、先ほどの藤沢議員への答弁にありました。そこでですね、オオタカ保護対策検討専門委員会、まだ今開催中ですが、この答申は今の審査会の方で議論されることになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

それと、地元説明会についてです。今環境局長は、その目的は住民の不安解消ということであると述べられました。今の現状で、地元住民の不安が解消されているというふうには局長はお考えなのか、その理由もあわせてお尋ねをいたします。

それから、避難所の耐震化についてです。ちょっとごめんさい、これ確認ですが、教育長、5年間で達成しようという、そういう意欲の計画なんですよ。済いません、もう一度ここんとこだけお願いいたします。

それから、いじめの問題です。これ本当に深刻な問題ですよ。うちもまだ中学生の娘がおりますけれども、本当にふえているというふうには私は聞いたり、見たりしております。それでですね、本当に学校の初期対応がとてども大事だというふうには思うんです。まあ今やっているということではあったんですけど、もう一つ保護者の方の不安というのがたくさんあると思うんです。保護者同士の交流とか、そういうことを学校はお考えではないんでしょうか。

それと、不登校児童・生徒、給食費を振り込みしていない学校では徴収なわけですが、子どもが学校に来ていなければ、教員が徴収に行くわけですよ。そういうときに、今教育長からお話がありましたけれども、保護者の希望というのを必ず聞いていただきたいなと思うわけです。先生が給食袋持って来られたら払うというふうには、やっぱり保護者の方はなると思うんですよ。その確認をぜひしていただきたいなというふうに思います。

それから、男女共同参画です。皆さん議場をごらんください。この前の方、こちらが30人いますよね。あ、31人いらっしゃるかな。女性は2人です、高田収入役と奥田保健福祉局副局長の2人です。私が8年前にここに登壇したときから余り変わっておりません。女性の登用、もっともっと力を入れてほしいなと思うところです。これ以上減らさないでいただきたいと思っております。

それから、審議会等における積極的改善措置なんですけれども、今明確に条例に載ってないのは枠内ではないという御答弁がありましたから、ぜひ条例化できちっと男女共同参画の岡山市の姿勢を貫くようにしていただきたいというのと、あわせてですね、そうは言っても岡山市がつくった委員会、懇談会、会議なんですから、さんかく条例に合わせていく、そういうお考えでいただきたいと思うのですが、これ御答弁いただきたいと思っております。

それともう1つ、合併特例区。まあ岡山市の中の別自治体ということではありますけれども、もう合併したんですから、この特例区協議会委員さんだっってさんかく条例に基づいてというお話を、市長の方から申し述べるのはいかがでしょうか。選任されるのは市長ですから、お伺いしておきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。(拍手)



合併特例区の協議会委員につきましては、以前の町長さんに推薦をお願いし、また今回も合併特例区の区長さんに推薦をお願いしとるわけですが、その推薦に当たってはそういったことも十分踏まえて推薦をしていただくようお願いをしておりますのでございます。

P. 419

◎総務局長（池上進君） まず、同一価値労働、同一賃金について、2003年のILO勧告を知っているかということであります。内容的には、客観的に見て職務が同一なら同一賃金だということだと思

います。具体的にILO勧告そのものについては承知しておりませんが、現に国際人権規約というものがござ

いますが、そうした中でもやはり同一価値労働、同一賃金の原則というものがございまして、議員のおっしゃるとおり同一の価値と思われる労働には、性別や雇用形態にかかわらず、同一の賃金を払う、これはまあ当然のことではございますが、私が先ほど申し上げましたのは、やはり職務、職責という部分が残ってまいります。その分については、どうしてもそういった責任の名において賃金の差が出てくるということを申し上げたところでございます。

それからもう一点、市長の退職金ということで、私の方から答弁をさせていただきましたが、これはまさに市長の思いを私自身聞いてございます。そういったことで御答弁をさせていただいたところ

でございます。さらにその任期中かどうかということにつきましては市長もできるだけ早く結論を出したいという思いがございまして、そういったことになるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、これにつきましては市長を含め内部で十分論議した結果を、議会と御相談しながら決めていく必要があると思っております。

それから、女性登用について、これ以上減らさないようにというお話でございましたが、これにつきましても先ほど御答弁申し上げましたとおり、やはり男女共同参画の中におきまして、男性、女性の区別なく能力と実績におきまして評価し、登用していくということには変わりはないと思

P. 419

◎秘書広報室長（田淵薫君） 市民生活ガイドについての再質問にお答えいたしますが、市民生活ガイドは市民の方の御意見を聞きながらいろいろ見直しを行ってきております。このたびの見直しにつ

きましても、市民の御意見を参考に、必要とされている転入者等に対してお配りしようとするもの

で、必要がある方がおれば配布の方向で検討すればいいのではないかと考えております。

P. 419

◎財政局長（川島正治君） 契約に関する再質問にお答えいたします。

平成18年度の2月末までの工事の契約、先ほど申し上げました落札率に関連してでございますけれども、契約額が約108億円でございますので、単純に落札率が1%下がりますと、約1億800万円下がる

というものでございます。

以上です。

P. 419

◎市民局長（長島純男君） まず、交通安全カレンダーについてでございますけれども、廃止につ

きましては、実は平成15年に行いました市民意識調査で6割近い方が、利用はしてない、余り見てない

というような実態もございました。そういったことから費用の問題、広告の問題も含めてということ

は、もちろん議論はありましたけれども、市としてはその所期の目的を達成したということでの整理

でございます。その交通安全意識の標語につきましては先ほど申し上げましたように、さまざまな

点からを通じて市民意識の高揚をということで、交通安全意識の高揚を図ってまいりたいと、このよ

うに考えております。

それから次に、東公民館での高齢者の相談ということで御指摘をいただきまして、市民相談とい

うことになったわけではございますが、例えば高齢者という問題をとらえた場合に、地域包括支援センタ

ーあり、保健センターあり、福祉事務所あり、そういった相談の中身によって、かなりいろんな場

が出てまいります。市の周辺での相談窓口となりますと、支所であり、まあもちろん公民館の場もある

でしょうけれども、そういった出張所、連絡所等もいろいろあるわけではございますので、基本的には地

域での、まあみんなの相談室の拡充ということを考えた場合には、政令市移行を踏まえてということ

で、今後検討する課題ではないかなというふうには思っております。

それから、続きまして男女共同参画社会の関係で、審議会等へのさんかく条例第19条の適用の問題

でございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、この条例に規定する第19条については附

属機関という限定はございますが、もちろん附属機関以外の審議会、検討委員会、いろいろな会がご

ざいます。それらにつきましては、それぞれの局でも、附属機関であるなしにかかわらず、極力さん

かく条例第19条の適用ということを念頭に置きながら対応いたしておりますので、今後とも引き続き

取り組んでまいりたいと考えております。

参考までに附属機関だけで申し上げますと、実は平成14年に29.7%の女性の登用率であったん

ですけども、18年には34.5%ということになっております。この数値といいますのは、政令市や中核市

の中で全国トップという位置になっておりますので、参考までにお答えをさせていただきました。どう

ぞよろしく申し上げます。

P. 420

◎秘書広報室長（田淵薫君） 紙門松単独の場合も廃止かという御質問にお答えさせていただきます。

紙門松につきましては、平成10年度まで広報紙とともに各戸に配布しておりました。平成11年度から経費削減の観点から、交通安全カレンダーの表紙に印刷して配布をしております。現に使用されておられる方がおりますことは承知しておりますが、これも過去ではございますが、平成14年の市民意識調査で、必要としていると回答された方が2.3%と非常に少のうございまして、これ単独での継続というのは難しいと考えております。

以上です。

P. 420

◎環境局長（繁定昭男君） オオタカの件で、この審査会で審査されるのかというお尋ねでございますが、審査会での審査対象とはなっておりませんので、この件については審査会では議論はなされません。

また、地元住民の不安が解消されているのかという御質問でございますが、先般計画についての縦覧を行った結果、1,000を超える意見書が出たということでございますが、必ずしも十分な不安の解消ができたとは言いがたいというふうには考えておりますが、これらの意見についても審査会の方に提出しておりますので、そういったことにより、不安の解消にも一部はつながるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

P. 420

◎新市建設計画推進局審議監（安河内幸雄君） 金川病院についての再質問にお答えさせていただきます。

金川病院の建てかえにつきましては、合併協定事項として新市建設計画事業に登載されており、それに基づき事業を推進していこうとするものであり、先ほどの答弁のとおりでございます。

P. 420

◎教育長（山根文男君） 再質問を3点いただいております。

まず、体育館の耐震化を5年間でという、この確認をということでございますが、先ほども申し上げましたように、体育館につきましてはこの5年間で耐震化を完了したいというふうには考えております。

それからもう一点、いじめを含めた不登校等のときに、保護者同士での交流の場はというお尋ねでございます。

不登校につきましては、実は既に岡山市教育相談室の中で、不登校の保護者を支える会ということで月1回土曜日に懇談会をして、お互いの話をしながら、いい形で復帰できるようにということで懇談会をしております。

なお、いじめ等につきましても、当然これはいろいろな立場があると思います。加害者の立場、被害者の立場、またこのことについて私は思うんですけども、いじめは加害者、被害者ということだけでなしに、やはり集団の中で傍観者、あるいはそれを見ておるという4層構造の中で、いわゆる学級集団というふうな中でいじめというふうな、まあそういう土壌が絡んでいるということでもありますので、またそれぞれこういうふうな問題があれば、保護者会等含めて学級全体の課題と。まあ、こういうふうな場でも今後しっかり話し合いをしていくということが必要であると思います。

それから、給食費の徴収でございますけども、当然保護者としてしっかり連携をしながら、不登校等で長期間休む場合については、保護者等の了解をとりながら、また連携をしっかりとりながら、徴収をすべき場合にはそういう形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 421

◆11番（下市香乃美君） まあ、これと、これだけが私の趣旨ではなかったわけです。これと市長の退職金との金額のことを問題にしたわけです。最後まで市長は御自分のお言葉で、自分で発言をされないようではありますが、これは随分とこの間縮小されてきているんです。前市長が経費節減をしているわけですよ。高谷市長はこれをやめてしまう、こういうことなのでとても目立つわけです。でも、ひとつそのやり方については、すごっとやるということではわかりやすいことをされているとは思っているわけです。

で、耐震化の問題です。これまで何遍議会で質問しても、なかなか進みませんでした。今、教育長から御答弁がありましたけれども、5年間で耐震化をするという、これは教育長が答弁されていますけれども、当然市長がオーケーを出さなければならないことなんです。まあどういふふうに市長はお考えか、お感じかわかりませんが、私としてはきちんと市長の口から、先ほどの市長の退職金のことについては御答弁をいただきたい、それが市民への本当の説明責任になるというふうに思っています。

市民は、これも、これももらえなくなるわけです。ね、そういうことから私もということで、そうしたら市長の態度が市民によくわかるのではないかと思います。

それと、市民相談についてですが、市民局長から、検討していくという答弁がありました。ぜひ十分に検討、研究をしていただきたいと思っております。それも皆さんにとって、市民の皆さんにとって、よりよくなる方をお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

P. 421

◎市長（高谷茂男君） 私が退職金について述べるあれじゃないと思って、きょうはお答えしない予定でございましたけれども、私が市長になってすぐ、私は退職金が幾らあるかも知りませんでした。それで、私は何回も退職金については、私はそんな、いただくとか何割でいいとかそんなことは、も

う思っておりません。

その中で、今の行革の中のこととですね、あのペーパーの門松のことなんかで、まあこれは市民サービスの一環かも知れませんが、数%の人がね、もう今はごみになっているわけですよ。だからやめようと思ってやめただけのことですよ。それが行革なんですよ。それがわからずに、そんなことで私の退職金と一緒に言うようなそういう質問はやってもらいたくないですよ。（拍手）これから政令市になって、本当にいい岡山市をつくらうと思うのね、そういう質問に、レベルを上げてもらいたいと私は思うんですよ。それであえて私は答弁しなくなりましたよ。

私は、退職金については第三者機関で、総務局長が言ったとおりですね、いつも討論しとんですよ。何割カットでも、出なきゃ出なくていいんですよ。だけど、私だけの問題じゃないことでもありますから、何回も議会で私は言うとはずですよ。そんなこととね、今の行革のことをひっつけて言うようなおろかな質問はだめですよ。（拍手）

平成19年 2月定例会 - 03月22日-10号

P.461

◆11番（下市香乃美君） ただいま御上程になりました修正案について、提案者を代表しまして御説明をいたします。

本修正案は、甲第53号議案岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例の一部を修正するものであります。

修正箇所は、お手元にお配りしているとおりであります。提案理由について御説明申し上げます。

甲第53号議案は、本市の美しいまちづくり、快適なまちづくりをさらに実効性を持ち、市、市民、事業者協働により推進することを目的として、現行の環境美化条例を全面改正しようとするものであります。

当局の説明によりますと、主な改正点は以下の3点です。

1、現行条例の美化の取り組みを推進し、あわせて公共の場所での路上喫煙を制限し、快適なまちづくりの推進を目的とする。

2、美しいまちづくりを特に推進するため、重点的に啓発、美化活動の措置を講じる区域を美化推進重点区域とし、また快適なまちづくりを推進するため、路上喫煙による身体及び財産への影響または被害を防止する措置を講じる区域を路上喫煙制限区域として指定することについて規定する。

3、指定区域について、啓発活動の措置を講じるのみでは条例の目的を達成できない場合には、それぞれ特別区域に移行することについて規定する。なお、特別区域内で違反行為を行った者は2万円以下の過料に処すること、及び新たに美しく快適なまちづくり巡視員を置くこともあわせて規定するというものです。

さて、甲第53号議案については所管の環境消防水道委員会において審査され、賛成多数で原案のとおり可決されたことは既に御報告のあったとおりです。

本修正案は、前述の改正点1、美化の取り組みの推進及び公共の場所での路上喫煙の制限及び、2、美化推進重点区域と路上喫煙制限区域の指定については当局提案を容認するものであります。しかし、3点目の過料制度の創設と巡視員の配置については容認できません。よって、本修正案はそれらの部分を削除するものであります。

以下、その理由を述べます。

1、委員長報告にもあるとおり、これらの部分については総合政策審議会での意見も二分されており、市民合意が得られているとはいいがたい。現時点でいきなり条例に盛り込むのは拙速であるということとです。

2、委員長報告によると、予定されている美化推進重点区域の面積は1.08平方キロメートルで全市域の0.1%、路上喫煙制限区域は0.59平方キロメートルで、全市域の0.07%である。たったこれだけのエリアに対して配置する巡視員は2人1組の1班体制で、費用は年間600万円程度であるとのこととです。血のにじむような行革を標榜する高谷市長でありながら、全市域の1%にも満たないエリアに対して毎年600万円もの新規支出を提案すること自体矛盾した行動であり、到底市民合意を得られるものではなく、容認できません。

3、委員会審査では本修正案と同様の試案も提示されました。委員から、この試案でしかるべき啓発運動を行った後、どうしても実効性が上がらず、かつまた市民合意が得られたならその時点で過料制度に移すべきであるとの提案がありましたが、当局は過料という抑止力が必要であるとの見解を示し、過料制度導入に固執しています。私たちは過料という物理的な抑止力に頼らなくても一定の効果はできると考えています。

例えば、平成14年公布の健康増進法の制定により、わずか5年間で喫煙に関する考え方が大きく変わったことは、議員各位御承知のとおりです。ちなみに、条文では第25条、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとあるのみで、罰則規定があるわけではありません。したがって、当局の言う過料という抑止力がなくては実効性を伴わないという説明には説得力がありません。

これまでの説明で、本修正案と原案との差異が明確になりました。すなわち、過料制度の新設及び年間600万円の巡視員経費負担増に対して消極的立場をとる修正案と、積極的立場をとる原案です。

本修正案は、改正条例の名称である美しいまちづくり、快適なまちづくりという趣旨及び第1条に規定された条例の目的について反対するものではありません。そもそも、このような趣旨の条例改正案は市民合意がなされ、同時に議会においても全会一致で成立させるべきものであると思います。いたずらに多数決で成立を図るならば、条例そのものの趣旨よりも、過料制度の新設及び年間600万円の巡視員経費負担増の是非を問うこととなります。

ただいま御指摘しましたように、過料制度の新設及び年間600万円の巡視員経費負担増という部分で意見の対立があることは明白です。ゆえに、この部分を削除した修正案であれば全会一致で成立させることが可能です。

議員各位におかれましては、この点を御理解いただき、修正案に御賛同いただきますようお願いしまして、提案理由の説明を終わります。（拍手）

P. 475

◆11番（下市香乃美君） ただいま御上程になりました意見書案第1号国民健康保険診療報酬審査支払手数料補助金の存続を求める意見書について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

なお、提案理由の説明はお手元にお配りしております文案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

国民健康保険診療報酬審査支払手数料補助金の存続を求める意見書

現在、国民健康保険の保険者（市町村及び国保組合）が国民健康保険団体連合会に支払う診療報酬明細書（レセプト）の審査支払手数料について、県費補助金として1件8円の助成が行われているところであり、本制度については、制度創設当時は手数料の20%が補助されていたものの、現状では12%程度に低下しております。また、補助単価については昭和58年から1件8円で据え置かれた状態です。

こうした状況の中で、県事務事業総点検により「制度創設後、相当の年数が経過し、診療報酬の審査支払事務については一定の適正化・迅速化が図られてきていること等」を理由として、平成19年度をもって廃止するとの方針が示されております。

現在、国民健康保険制度が大変厳しい局面にある中、審査支払手数料補助金を初め県支出金は現状の国保財政を維持する上で大きなウエートを占めており、県費補助の廃止が実施されれば国民皆保険制度の存続に関わる重大な問題であるといっても過言ではないところであります。

ついては、このような状況を踏まえ、国民健康保険診療報酬審査支払手数料補助金を廃止するとの方針を撤回し、補助金制度の存続を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

P. 476

◆11番（下市香乃美君） ただいま御上程になりました意見書案第2号民法第772条の改正を求める意見書について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

なお、提案理由の説明はお手元にお配りしております文案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

民法第772条の改正を求める意見書

岡山市は、性別にかかわらず、市民の1人ひとりの個性が輝く「住みよいまち・住みたいまち」の創造をめざし条例を策定し、計画を策定して取り組んでいる。

しかしながら、日本の法律と行政の仕組みにはまだまだ課題が多い。その一つが離婚から300日以内に生まれた子は前夫の子と規定した民法第772条の問題である。離婚後300日以内の出産で生まれた子どもは、現状では前夫の戸籍にしか入れられない。現夫の戸籍に入れるには前夫の同意を得て、家裁で前夫との親子（父子）関係不存在の確認や嫡出否認の手續が必要である。DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者であればそれは極めて困難なことも多い。

この20年から30年の産科学の進歩は、早産や超未熟児への対応を可能とし、妊娠200日台での出産は極めて多い。せっかくの出産の喜びが、戸籍問題で傷つけられるという事態の改善が必要である。

離婚・再婚が多くなった時代の変化の中にあって、子どもの父親が誰であるかを定める現在の民法の規定は旧態依然たるもので、時代に合ったものとはいえない。

よって、本市議会は国に対し、戸籍が事実と異なる記載とならないよう、民法第772条の運用実態について早急に調査し、現実に即した民法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）